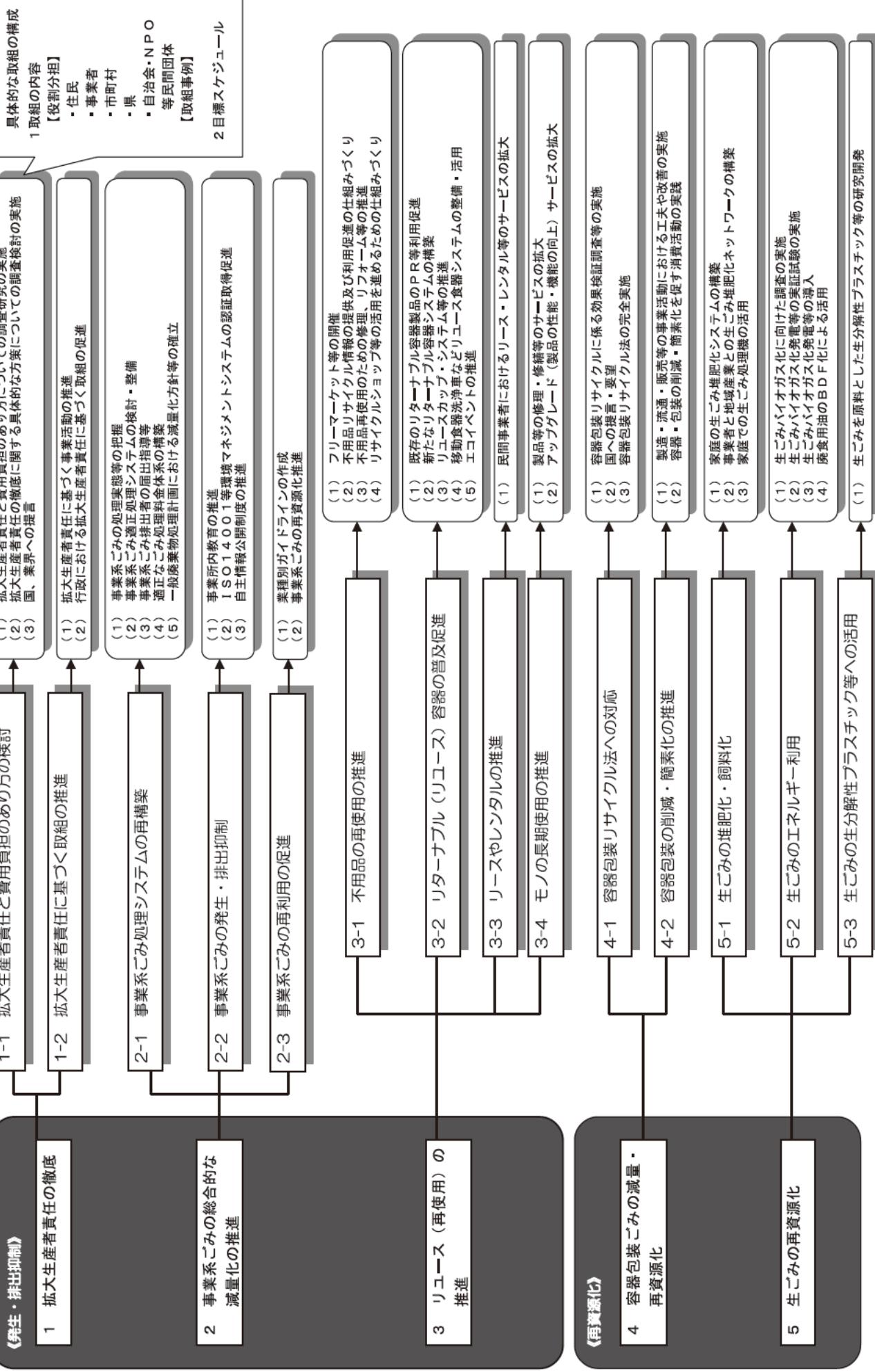


【付属資料】

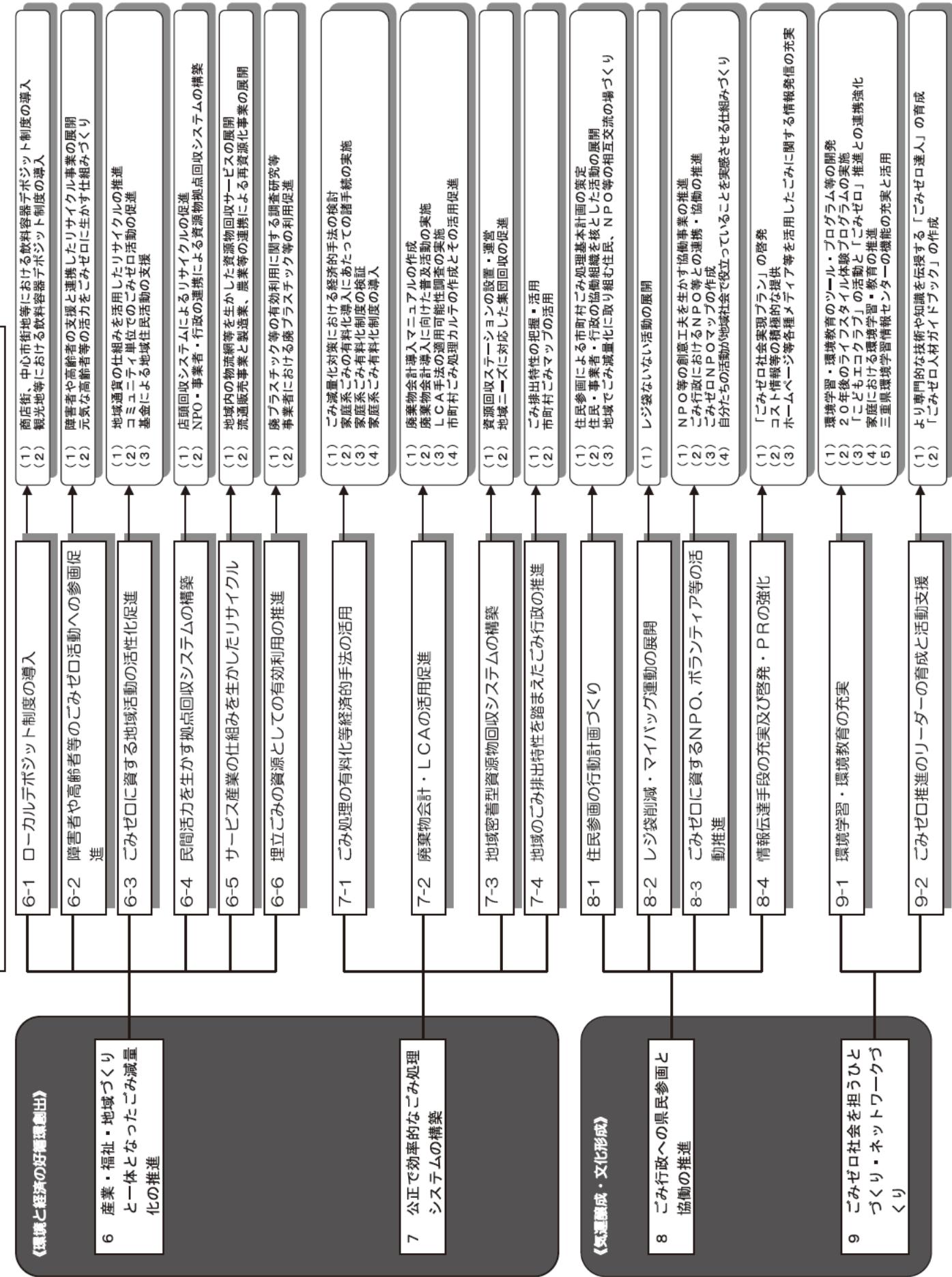
ごみゼロ社会実現プラン 基本方向ごとの具体的な取組（1/2）

基本方향

基本取組



ごみゼロ社会実現プラン 基本方向ごとの具体的な取組（2/2）



1. プラン策定経過

(1) ごみゼロ社会実現プラン策定委員会

ごみゼロ社会実現プランの策定に関し必要な事項について調査審議し、プランを策定しました。

第1回 平成16年 7月 1日
第2回 平成16年12月 4日
第3回 平成17年 1月20日
第4回 平成17年 3月16日

(2) ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザーミーティング

ごみゼロ社会実現プランを策定するにあたり必要な事項について、専門的、技術的な知見、実践活動における経験や実績などに基づく個別具体的な調査検討を行い、委員会に提言、助言を行いました。

【全体会議】

第1回 平成16年 7月16日
第2回 平成16年11月18日
第3回 平成17年 1月 7日
第4回 平成17年 2月23日

【課題別グループ会議】 発生・排出抑制グループ^① 再資源化グループ^② 環境学習・県民参画グループ^③

平成16年8月30日、10月4日
平成16年8月23日、10月1日
平成16年8月25日、10月8日

(3) 行政連絡会議

県民局単位で、市町村担当者とプラン策定に関する情報を共有し、意見交換を行う会議を開催しました。

第1回 平成16年5月から6月
第2回 平成16年11月から12月

(4) ごみゼロ談義

県民局単位で、ごみ問題に取り組む住民や事業者を対象に、ごみゼロ社会実現に向けた意見交換会を開催しました。

第1回 平成16年6月から8月
第2回 平成16年11月から12月

(5) ごみゼロ政策研修会

市町村、県の担当者を対象に、ごみ減量化の取組の先進事例等を参考にしながら、今後のごみ政策のあり方や方向性についてワークショップ形式で学ぶ研修会を開催しました。

第1回 平成16年7月23日
第2回 平成16年8月31日
第3回 平成16年12月2日

(6) ごみゼロワークショップ(平成17年1月～2月)

県民局単位で、県民を対象にワークショップを開催しました。ごみの発生・排出抑制や再資源化に係る地域での取組について、ワークショップ形式で、さまざまな人たちと交流しながら考え、楽しく学びました。

(7) 県民意識調査（平成 16 年 9 月）

県内 15 市町村の住民 7,500 名を対象にアンケート調査を実施しました。

(8) 家庭系ごみ組成分析調査（平成 16 年 9 月～10 月）

県内 6 市町（津市、伊勢市、尾鷲市、名張市、菰野町及び阿児町）において、家庭系ごみの組成分析調査を実施しました。

(9) 事業者意識調査（平成 16 年 11 月）

県内 2,550 事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

(10) 市町村アンケート調査（平成 16 年 10 月）

県内 66 市町村を対象にアンケート調査を実施しました。

(11) パブリックコメント（平成 17 年 1 月 26 日～2 月 14 日）

プラン中間案に対する県民からの意見や提案等を募集しました。（延べ 30 件の意見）

(12) 市町村との意見調整（平成 17 年 2 月）

市町村と一部事務組合を対象に、プラン中間案に関する説明会を開催するとともに、同中間案に対する意見照会を行い、プラン策定に向けた意見調整を行いました。

(13) 事業者との意見交換（平成 17 年 3 月 1 日）

製造業、総合小売業、飲食業、銀行業など県内の事業者を対象に、ごみ減量化の取組に関する意見交換会を開催しました。



人々の意識や価値観、ライフスタイル、
経済活動のあり方の転換

概ね20年間

県民、事業者、行政の連携と協働
ごみを資源と捉えた地域づくりの展開

ごみゼロ社会の実現

「ごみゼロ社会」とは、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される社会

目標

ごみゼロ社会実現プログラム(平成16~18年度)

《住民・事業者・市町村との協働のもとに、ごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにし「ごみゼロ社会」実現のための取組を進める》

ごみゼロ宣言 2005.3.30

ごみゼロ社会実現プラン 策定体制

【策定主体】

ごみゼロ社会実現プラン策定委員会

- ・事業者
- ・県民
- ・市町村
- ・学識経験者(コーディネーター)

【補完組織】

行政連絡会議

*県民局毎に設置

- ・市町村担当課
- ・県民局関係チーム

県庁内ワーキング

- ・先進事例調査

アドバイザーワーク

- ・有識者、専門家
- ・NPO、市民組織
- ・企業担当者
- ・県民
- ・市町村

H16年度

【取組方向】

協働の 素地づくり

県民の理解と参画の促進及びプラン収集 に係る基礎データ収集のための取組

【ごみゼロ懇親会】

- ・ごみゼロ社会実現に向け、広く県民や事業者の意見を収集するとともに、ごみゼロの取組に関する理解を深めてもらう。

【ごみゼロ政策研修会】

- ・有識者等に、ごみ減量化手法に関する研究成果や実践活動から得たノウハウなどを提供してもらうことにより、これからのごみ政策のあり方や方向性について学ぶ。

【啓発活動・PR等】

- ・ごみゼロ推進フォーラムの開催
- ・啓発用ポスターの作成

ごみゼロ社会 実現プラン

H17・18年度
【取組方向】
県全域での
展開に向けて



2. プラン策定体制

(1) ごみゼロ社会実現プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けて、具体的な将来像と道筋を明らかにするための「ごみゼロ社会実現プラン」（以下「プラン」という。）を策定するため、ごみゼロ社会実現プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、プランの策定に関し必要な事項について調査審議し、プランを策定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人程度で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、県民、事業者、市町村及び県環境森林部のなかから知事が委嘱する者をもって構成する。

2 委員の任期は、プランが策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、プラン策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員は、委員長の許可を受けて委員以外の者を本委員会に代理出席させることができる。この場合、委員は、予め代理出席者の指名等を委員長に通知しなければならない。

2 前項により許可を受けた代理出席者は、本委員会において委員と同一の権限を有する。

(アドバイザーミーティング)

第8条 委員会に、必要な事項について調査検討し、専門的、技術的な提言等を行うアドバイザーミーティングを設置する。

2 アドバイザーミーティングの組織・運営等必要な事項については別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境森林部ごみゼロ推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

ごみゼロ社会実現プラン策定委員会名簿

(順不同)

氏 名	所属・役職名等	備考
植村 静子	三重県消費者団体連絡協議会会長	
太田 喜代高	三重県資源再利用事業協同組合理事長	
加藤 光徳	三重県市町村清掃協議会会长(伊勢市長)	
金谷 健	滋賀県立大学助教授(アドバイザーミーティング副座長)	
田村 憲司	三重県商工会議所連合会会长[平成16年11月15日から]	
小菅 弘正	三重県商工会議所連合会会长[平成16年11月14日まで]	
近藤 康雄	三重県市長会副会長(津市長)	副委員長
武村 泰男	財団法人三重県文化振興事業団理事長	委員長
長尾 計昌	四日市生活創造圏ビジョン推進協働会議(34530会)会長	
新居 遠一	三重県子ども会連合会常務理事	
服部 忠行	三重県市町村会会长(菰野町長)	
広瀬 幸雄	名古屋大学院教授(アドバイザーミーティング座長)	
廣村 敦	日本チェーンストア協会中部支部代表	
藤田 幸英	三重県商工会連合会会长	
水谷 優志	三重県PTA連合会副会長	
井藤 久志	三重県環境森林部長	

(2) ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザーハイツ設置要綱

(設置の目的)

第1条 「ごみゼロ社会実現プラン」(以下「プラン」という。)の策定にあたり、専門的、技術的な観点からの意見や消費者、生産者の視点を反映させるとともに、国内外の自治体や民間の創意工夫を取り入れるため、ごみ減量化に関する有識者等からなる「ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザーハイツ」(以下「アドバイザーハイツ」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 アドバイザーハイツは、ごみゼロ社会実現プラン策定委員会(以下「委員会」という。)がプランを策定するにあたり必要な事項について、専門的、技術的な知見、実践活動における経験や実績などに基づく個別具体的な調査検討を行い、委員会に提言、助言するものとする。

(組織)

第3条 アドバイザーハイツは、別表の委員をもって構成する。

- 2 アドバイザーハイツに、座長と副座長を置く。
- 3 座長は、委員の中から知事が指名し、副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理し、アドバイザーハイツを代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故がある場合又は座長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日からプランの策定の日までとする。

(会議)

第5条 アドバイザーハイツの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(オブザーバー)

第6条 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者にアドバイザーハイツへの出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 アドバイザーハイツの庶務は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーハイツの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

別表

ごみゼロ社会実現プラン策定アドバイザーミーティング委員名簿

氏名	所属・役職名等	備考
石谷 由里	心身障害者福祉作業所「みどりの家」代表	
岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授	
大西 喜七郎	飯高町生活環境課長（現松阪市飯高地域振興局生活環境課長）	
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部助教授	副座長
宍倉 秀明	戸田家管理部長	
新海 洋子	特定非営利活動法人輪リサイクル思考理事	
高林 慶子	マックスバリュ中部株式会社人事総務部ISO推進担当	
中村 進	生活協同組合コープみえ組織運営部組合員活動推進課長	
広瀬 幸雄	名古屋大学院環境学研究科教授	座長
堀木 義教	特定非営利活動法人三重県フリーマーケット協会副理事長	
松田 美夜子	富士常葉大学環境防災学部助教授	
水谷 幸司	四日市市環境部生活環境課主幹	
宮本 源光	阿児町参事（現志摩市総務部長）	
矢口 芳枝	三重県環境学習情報センター環境学習推進員	
山川 肇	京都府立大学人間環境学部講師	

3. 環境（廃棄物）関係の近年の動き、取組

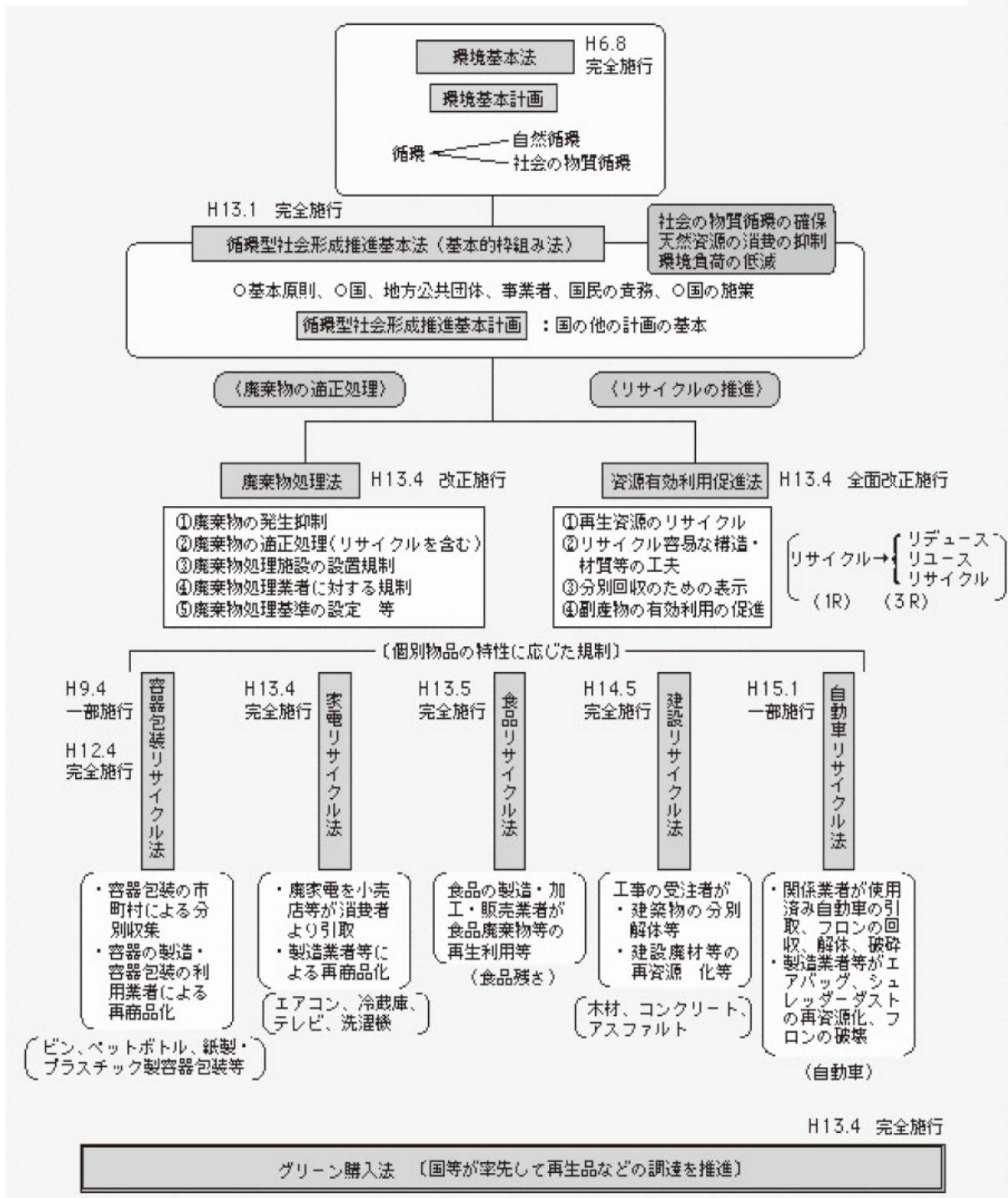
年	国際的な動き、国の取組	三重県の取組等
平成4年 (1992年)	地球サミット開催	
平成5年 (1993年)	環境基本法制定	第三次三重県産業廃棄物処理計画策定
平成6年 (1994年)	環境基本計画閣議決定	
平成7年 (1995年)	容器包装リサイクル法制定	三重県環境基本条例制定、施行
平成9年 (1997年)	廃棄物処理法改正 ・再生利用認定制度の新設 ・施設設置手続きの明確化 等 容器包装リサイクル法一部施行	三重県廃棄物総合対策策定 三重県環境基本計画策定 三重のくにづくり宣言(新しい総合計画)策定 三重県分別収集促進計画策定 RDF全国自治体会議設立
平成10年 (1998年)	家電リサイクル法制定	三重のくにづくり宣言・第一次実施計画策定 三重県環境保全率先実行計画(みえエコフィスプラン)策定 三重県ごみ処理広域化計画策定
平成11年 (1999年)	ダイオキシン類対策特別措置法制定	産業廃棄物自主情報公開システム導入 みえ・グリーン購入指針策定 廃棄物処理センター厚生大臣指定
平成12年 (2000年)	ダイオキシン類対策特別措置法施行 容器包装リサイクル法完全施行 建設リサイクル法制定 グリーン購入法制定 循環型社会形成推進基本法制定 資源有効利用促進法改正 廃棄物処理法改正 ・発生抑制対策の強化 ・不適正処理対策 ・公共関与による施設整備 等 食品リサイクル法制定 新環境基本計画閣議決定	ISO14001認証取得(三重県庁) 21世紀環境創造活動支援基金創設 企業環境ネットワーク・みえ設立 第2期三重県分別収集促進計画策定
平成13年 (2001年)	循環型社会形成推進基本法施行 家電リサイクル法施行 グリーン購入法施行 食品リサイクル法施行 PCB特別措置法施行	ISO14001認証取得(全地域機関) 三重県生活環境の保全に関する条例制定、施行 三重県リサイクル製品利用推進条例制定、施行 みえ・グリーン購入基本方針策定 三重県産業廃棄物税条例制定
平成14年 (2002年)	建設リサイクル法施行 自動車リサイクル法制定	三重のくにづくり宣言・第二次実施計画策定 第3期三重県分別収集促進計画策定 日本環境経営大賞創設 三重県産業廃棄物税条例施行 三重ごみ固形燃料発電所稼働 廃棄物処理センターガス化溶融処理施設稼働
平成15年 (2003年)	循環型社会形成推進基本計画策定 廃棄物処理法改正 ・都道府県等の調査権限の拡充 ・不法投棄等に係る罰則の強化 ・国の関与の強化 等 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法制定、施行 パソコンリサイクルの制度化	三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵槽における爆発事故発生に伴う諸体制の整備 ・三重県災害対策本部設置 ・ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会設置 ・市町村ごみ処理対策本部設置 ・安全技術対策プロジェクトチーム設置 ごみゼロ社会実現に向けた基本方針策定

4. 循環型社会形成に関する主な法律等の概要

名 称	対象品目と概要
基本的枠組み	
循環型社会形成推進基本法 平成 12 年 6 月 2 日公布 平成 13 年 1 月 6 日全面施行	(概要) 廃棄物・リサイクル対策を総合的に推進するための基本的枠組み 1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示 2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義 3. 処理の「優先順位」をはじめて法制化 4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化 5. 循環型社会形成推進基本計画を策定 6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示する など
一般的な仕組み	
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律) 平成 12 年 5 月公布 平成 13 年 4 月施行（リサイクル対策強化、発生抑制、リデュース、リユース）	(概要) 資源の有効利用、廃棄物の発生抑制等のため、生産・流通・消費の各段階で事業者の努力を促す。 1. 事業者による回収・リサイクルの推進 2. 特定業種及び指定製品の種類の拡充 3. 副産物の発生抑制・リサイクル対策の推進を柱とする
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 昭和 46 年 9 月公布 平成 3 年 11 月改正（排出抑制、再生利用等の減量化を位置づけ） 平成 12 年 6 月改正（発生抑制対策の強化） 平成 15 年 6 月改正（リサイクルの推進） 拔粧	(対象品目) 一般廃棄物及び産業廃棄物 (概要) 1. 廃棄物の適正処理 2. 廃棄物処理施設の設置規制 3. 廃棄物処理業者に対する規制 4. 廃棄物処理基準の設定等
個別物品に係る仕組み	
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律) 平成 7 年 6 月公布 平成 12 年 4 月全面施行	(対象品目) 容器包装廃棄物 →缶（スチール缶・アルミ缶）、飲料用紙パック、段ボール、白色トレイ、ガラスびん、PET ボトル、その他の紙製容器包装、他のプラスチック製容器包装 (概要) 家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化（リサイクル）」するという各々の役割分担を規定するもの。 ごみ減量と再生資源の利用を図り、生活環境の保全等に寄与することを目的とする。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) 平成 10 年 6 月公布 平成 13 年 4 月全面施行	(対象品目) エアコン、テレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫、洗濯機の 4 品目 (概要) 小売店が廃家電を消費者から引取り、製造業者等が再商品化することを義務付け。消費者は、家電 4 品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払う。

名 称	対象品目と概要
個別物品に係る仕組み	
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律) 平成12年6月公布 平成13年5月全面施行	(対象品目) 食品廃棄物 (概要) 1. 排出の抑制及び再資源化の実施 2. 再生利用促進のための措置 3. 国による基本方針の策定 食品廃棄物を年間100トン以上出す製造、小売、飲食業者は、H18年度までに排出量を20%減量または肥料や飼料などにリサイクルする。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) 平成12年5月公布 平成13年4月全面施行	(対象品目) 国、地方公共団体、民間が購入する物品 (概要) 再生紙や低公害車といった環境物品などを、国等の公的部門の機関が率先して調達するとともに、これらの物品に関する情報提供の推進を図ること等により、国全体の需要を環境保全型のものに転換する。
三重県リサイクル製品利用推進条例 平成13年3月27日公布 平成13年10月1日施行	(対象品目) 再生資源等を利用して生産される製品 (概要) 県は、リサイクル製品が認定基準に適合していることについて認定を行う。また、県が行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を優先的に使用又は購入するよう努める。
パソコン(家庭系・事業系)、小型二次電池のリサイクル	(概要) 資源有効利用促進法に基づき、事業系パソコンと小型二次電池については平成13年4月から、家庭系パソコンについては平成15年10月からメーカーによる回収・リサイクルが実施されている。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律) 平成14年7月公布 平成17年1月1日施行	(対象品目) 使用済み自動車 (概要) 使用済自動車のから発生するフロン類、エアバッグ類及びシェレッダーダストについて、自動車メーカーと輸入業者に引き取り及びリサイクルを義務づけるもの。 制度施行後に販売される自動車は新車販売時に、制度施行時に既販の車は最初の車検時までに、自動車の所有者に対しリサイクル料金負担を求める。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) 平成12年5月公布 平成14年5月全面施行	(対象品目) 建築物の解体工事、新築・増築工事に伴い発生するコンクリート、アスファルト、木材 (概要) 工事の受注者が建築物を分別して解体し、建設廃材等を再資源化する。

《循環型社会形成に関する法体系》



出典：「平成 15 年版循環型社会白書」環境省

5. 「ごみゼロ社会」実現に向けた基本方針

1 現状認識

県では、これまで「最適生産、最適消費、廃棄ゼロ」を基調とした持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、ごみの排出抑制・再使用・再生利用や広域処理システムの構築などに対処してきました。

この結果、アルミ缶やペットボトル、びん等の飲料容器、新聞紙、段ボールなどは、資源としての有効利用が進み、資源化率も向上し続けています。

しかし、県内の一人当たりのごみ排出量については、若干の増減はあるものの、10年前とほとんど同じレベルで推移しており、排出されたごみの80%は、焼却又は埋立という方法で処分されています。

この適正処分を中心とする現在のごみ処理システムは、温暖化ガスや有害物質の排出など環境に対する負荷や、資源の浪費、ごみの収集・運搬、処分に要する費用の確保といった大きな問題を抱えています。

この状態がさらに続けば、地球温暖化の進行や資源の枯渇などの環境問題が深刻化するとともに、施設の更新に伴う膨大な費用負担、埋立処分場の残存容量のひっ迫といった事態を招き、システム自体が破綻しかねません。

2 目指すべき社会の姿

真の資源循環型社会を構築するためには、単に物の生産、消費、回収、再生利用というサイクルをまわすだけに終わらせず、さらに一步進めて限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減させなければなりません。

そのためには、「ごみをどう処理するか」よりも、「ごみを出さない」、「ごみをなくす」ことに重点を置き、ごみ処理の体系を持続可能な循環型のものへと転換していく必要があります。

こうした考え方のもと、私たちは、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指します。

3 基本的な視点

「ごみゼロ社会」実現に向けては、以下の視点から取り組みます。

(1) 意識・価値観・行動の転換

さらなるごみの減量化のためには、人々のライフスタイルや生産者の事業活動のあり方にまで踏み込む必要があります。例えば、“スローなライフスタイル”すなわち、「手間暇をかけること、良い物を大切に使うことに価値を見い出すことのできる生活様式」が見直されてくるといったことが、今後とても大切になってきます。

こうした考え方のもと、私たちは、

- 「ごみは適正に処理すれば良い」という意識から、「まずごみを出さない」という意識へ
- 「燃える・燃えない」というごみの分別から、「資源化できる・できない」という分別へ
- 「効率性・経済性と環境保全はトレードオフの関係」という考え方から、「それらを両立させる」という考え方へ
- 「目先の利便性優先、量の豊かさ志向」のライフスタイルから、「環境への配慮優先、質の豊かさ志向」のライフスタイルへ

と、さまざまな意識や価値観、行動の転換を促す取組を積極的に展開していきます。

(2) 取組に関する優先順位の明確化

大切なことは、ごみを“ごみ”として管理（処理）することではなく、まずごみの発生を抑え、ごみを“未利用資源”として管理（再資源化・利用）することです。

このため、まず第一に、物をなるべく長期間使用する、或いは、耐久性の高い物づくりを行う、過剰包装をしないなど、そもそもごみが発生しないよう努める必要があります。

次に、やむを得ずごみとして発生した物については、製品や部品としてそのまま再使用することが、まず優先されます。再使用できない物は、原材料として再生利用する必要があります。再生利用もできない物は、熱エネルギーとして回収し暖房や給湯、発電などに有効利用することとなります。

最後に、どうしても資源として有効利用できない物は、環境に負荷を与えない方法で適正に処分しなければなりません。

このように、①発生抑制 ②再使用 ③再生利用 ④熱回収 ⑤適正処分という取組の優先順位を明確にし、戦略的かつ効率的に進めます。

(3) 多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働

「ごみゼロ社会」は一朝一夕に実現するものではありません。ごみに関わりのあるあらゆる個人・組織が、ごみをなくそうとする熱意、相互の連携協力、実践における忍耐力を長期間維持しつつ取り組むことにより、初めてその姿が見えてくるものです。

また、「家庭・事業所はごみを出し、行政は適正に処理する」といったような、これまでの住民、事業者、行政の役割分担では、上手くいきません。それぞれができること、やらなければならないことに主体的、積極的に取り組むことが不可欠です。

このため、県民、事業者、民間団体、市町村、県などさまざまな主体が、「ごみゼロ社会」実現に向けて役割分担を再構築し、連携・協働して取り組みます。

(4) ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

ごみの減量化については、地域の自然的・社会的条件やごみ処理の実情など地域の特性に応じて対策を講じることが効果的です。このため、地域でよく話し合って良い方法を考え、自らの責任において実行していくことが非常に大切となってきます。

また、現在焼却や埋立により処分されているごみの中には、資源として循環利用できるものが多く含まれています。ごみを地域資源と考えれば、地域産業との融合や、高齢者の活力導入、コミュニティの再生などに向けた新たな地域づくりの展開が可能となります。

こうしたことから、地域の創意工夫による、ごみを資源ととらえた地域づくりに取り組みます。

4 推進の方向

(1) 取組の期間

「ごみゼロ社会」実現については、概ね20年後を目標とし、取組を推進していきます。

(2) 取組の3本柱

取組にあたっては、次の3つを柱とし具体策を推進していきます。

- 発生抑制の推進
- 環境教育と分別の徹底
- 再資源化の推進

(3) 実現に向けたステップアップ・シナリオ

地域社会の将来像や数値などによる具体的で分かりやすい目標を設定とともに、取組の成果や進捗状況を公表するなど、多様な主体が、実現に向け着実にステップアップしていくための段階的なシナリオを共有しながら取り組みます。

また、Plan（計画策定）－Do（実施）－Check（点検・評価）－Action（見直し・改善）のサイクルにより取組全体のマネジメントを行います。

(4) 当面の取組

①協働の素地づくり

「ごみゼロ社会」実現に向けた道筋を明らかにし、具体的な施策を県民に示すため、短期・中期・長期的なビジョンや目標を含むプランを策定します。その際、県民、事業者等の理解と協力を得るため、プランづくりへの参画機会を提供するとともに、啓発を行います。

また、プラン策定に必要な基礎データを収集するため、ごみに関する実態調査や県民意識調査、ごみの減量化手法に関する調査などを実施します。

②モデル事業の実施

「ごみゼロ社会」実現のためには実験的、先駆的な取組にチャレンジすることが不可欠であり、その成功事例を積み重ね県全域での展開につなげていく必要があります。

このため、リターナブル容器の普及や生ごみのリサイクルに関するシステムの構築など、ごみ減量化のための新たなシステムや制度の導入に資するモデル事業を実施します。

③モデル事業の評価と取組の改善、取組への参画促進

モデル事業について評価を行い、その効果や課題を明らかにするとともに、必要に応じて、プランの見直しや取組の改善を行います。

また、より多くの県民や事業者等に、プランを共有してもらい主体的に実践してもらうため、取組への参画・学習機会の提供や啓発を行います。

5 取組の課題

- 県民、事業者、市町村、県それぞれの役割と責任に基づく取組が不可欠であり、「ごみゼロ社会」実現に向けたコンセンサスを得ることが必要です。
- 個人や事業者、地方自治体の取組だけでは実現が困難であり、法制度改革等を積極的に提言するなど、国等に対して働きかけることも必要です。
- 「ごみゼロ社会」の実現は、20年先の将来を見据えてじっくりと取り組まなければならない長期的な課題であり、現行のごみ処理システムについては、さらなる安全安心の確保が不可欠です。

(平成15年11月25日公表)

6. 用語解説

区分	用語	解説	ページ
あ 行	アップグレード	購入したハードウェアやソフトウェアを、新機種や上位バージョンへ、有償または無償で交換すること。バージョンアップということもある。	34,72
	イニシャルコスト	初期費用。初期投資。技術開発費や機械・設備の購入費・据えつけ費など、製品開発から製造開始までの当初にかかる費用。	87
	インセンティブ	ある方向に誘導するための誘因。刺激。動機。	6,113
	エコデザイン	製品等の開発・生産の全ての段階において、環境に配慮し、製品のライフサイクルを通じての環境影響を最小限に抑えるような製品づくりに努めること。	23
	LCA	ライフサイクル・アセスメントの略。原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生涯（ライフサイクル）で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的にを行う点に特徴がある。	33,41,105
か 行	カスケード率	容器が廃棄された後、それが同じ容器以外の別用途の原材料として利用される割合。なお、資源を質の高いものから低いものへと順次段階的に使っていき、全て無駄なく利用することを「カスケード利用」と言います。	33
	環境認証	組織の環境に対する取組が一定のレベルに達しているかどうかを判断するため、取組を第三者の目で評価し一定の保証を与えるもので、世界共通の環境マネジメントシステム規格である「ISO14001」の他に、交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証などがある。	32
	環境配慮設計	DfE:Design for Environment。分解が容易である、リサイクルしやすいよう単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。環境適合設計ともいう。	49
	QC活動	それぞれの職場において、品質を適正に管理する活動のこと。QCは、Quality Control（品質管理）の略。個々の職場を単位とする小集団による品質改善の自主的活動であり、仕事内容から離れた活動ではなく、仕事をしながら具体的問題の改善に取り組む、といった特徴を持つものであるとされている。	55
	グリーン購入	市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。	30,49
	ケミカルリサイクル	廃棄物を回収し化学的に処理して、ガス・油・化学原料（モノマー）として再生利用すること。	25,128
	コミュニティ	地域社会。地域性と共同意識によって成立する社会。	4,28,39,81 90,92
	コンポスト化	家庭から出るごみやし尿、家畜の糞尿などを原料にして発酵させた有機肥料。堆肥の代わりに使われる。	38
さ 行	サーマルリサイクル	熱回収。廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。	25
	再生可能資源物	有価で取引されているか否かを問わず、製品の原材料や燃料など資源として再利用することが可能なもの。	41
	再生利用	マテリアルリサイクル。廃棄物等を原材料として再利用すること。例えば、びんを碎いてカレットにした上で再度びんを製造する、アルミ缶を溶かしてアルミ缶その他のアルミ製品を製造することなどが再生利用に当たる。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、マテリアルリサイクルのうち、廃棄物等を化学的に処理して、原材料にすることを特にケミカルリサイクルという場合がある（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。	1,6

	GPS	全地球無線測位システム。24個の衛星から発射した時刻信号の電波の到達時間などから、地球上の電波受信者の位置を三次元測位する。カーナビゲーションシステムなどに利用されている。	108
	ステークホルダー	利害関係者。	47,48
	生分解性プラスチック	微生物によって生産されるポリヒドロキシ酪酸系や合成のポリエステル系のプラスチックなど。地中や水中で微生物などにより分解される。	86
た 行	地域通貨	限定地域や共同体だけで利用可能である通貨やそのシステムの総称。	39,91
	地産地消	地元でとれた生産物を地元で消費すること。	22,39
	地方環境税	地方自治体が課税する環境税。環境税とは、環境によくない行動や、環境汚染のもととなる製品に税金をかける仕組み。税がかかると、対策が促されるほか、環境を汚す程度の高い商品は結果として高い買い物となるので、環境の使用や環境を汚すことが少なくなると期待される。	30
	中間処理	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。	10,11
	デポジット制度	預託払戻制度。製品本来の価格にデポジット(預託金)を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預託金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。我が国では、離島、公園内やスタジアムなど一定のまとまりのある区域内での導入例があるほか、諸外国では、全国的な導入例もある。	87,88
	トレードオフ	一方を追求すれば他方を犠牲にせざるを得ないという二律背反の関係。例えば、失業率を低めようとすれば物価の上昇圧力が強まり、物価を安定させようすれば失業率が高まるという物価安定と完全雇用の間の関係。	27
は 行	バイオガス	生物反応(微生物発酵や酵素などの利用)によって生成する燃料用ガスの総称。メタン・水素など。	23,82-85
	バイオマスエネルギー	サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエチルアルコール、海草や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなど、生物体(バイオマス)によるエネルギー。また、そのエネルギーを利用するなどをいう。	22
	廃棄物会計	自治体が行うごみ処理やリサイクル事業を主に経費の面からとらえ、住民等とともに共有、点検することにより、ごみ問題の解決に役立てていくためのツール。ごみ処理費用の総額だけでなく、個々の品目ごとの収集・資源化費用の内訳などのコスト情報とともに、ごみの量や収集運搬体制、資源化・処分の方法、資源化率なども含む、ごみに関するさまざまな情報を統合したもの。	41,103
	BDF	食用として使用済みの植物油・動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のディーゼルエンジンに、改造なしで流用可能。硫黄酸化物・浮遊粒子状物質などの排出が少なく、生物分解されやすいなど、環境への負担が少ないといわれる。バイオディーゼル油。	84
	ビジョン	将来の見通し。未来像。	21
	ベストプラクティス	優れた(ベストな)業務手法のこと。若しくは、優れた業務手法に学び、取り入れる改革手法のこと。	41,49,105
	ベンチマー킹	企業革新のため、最高水準の業績を上げている企業を選び、ベスト・プラクティス(最良の手法)を目標にすることです。	105

ま 行	マテリアルリサイクル	再生利用。(再生利用の項目を参照)	25,128
	マニフェスト	産業廃棄物の運搬・処理処分に関して、産業処理の過程を把握することができるよう交付する産業廃棄物管理票のこと。	52
	ミックスペーパー	メモ用紙、シュレッダーくず、封筒・窓付き封筒、ノンカーボン用紙、ハガキ、タバコの空き箱、手さげ袋、手帳、カレンダー、名刺、写真、感熱紙、カーボン紙、領収書、レシート、ノート、折り紙、半紙、わら半紙、チケット、貯金通帳、のし袋、画用紙、包装紙、紙コップ、紙パックなど、いろいろな種類の紙が混ざった紙ゴミのこと。従来はリサイクルされにくかったが、環境保全活動の高まりや技術等の進展により、再生資源としての利用が増えている。	60
や 行	有機性ごみ	有機体すなわち生物(動植物体)に由来するごみ。	30
	容器 to 容器率	容器が廃棄された後、それが再度同じ容器の原材料として利用される割合。	33
	溶融スラグ	焼却灰等の廃棄物を超高温(1,200°C以上)下で加熱、燃焼させ溶融した後に冷却し生成されたガラス質の固化物です。	128
ら 行	ライフサイクル	原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品等の一生涯。	30
	リサイクル	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアル・リサイクル(再生利用)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)がある。	6,19,20,25 29,30,45, 62-64,73- 75,89-95, 115,119, 130,131
	リターナブル	(紙容器・瓶などが)リサイクルのために返却・回収ができること。	6,22,23
	リユース	再使用。いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。	23,45,62- 70,91,128
わ 行	ワンウェイ	(瓶や紙パックなどの容器で)リサイクルのための回収・再利用などが行われない物流、又は、製品使用の方式。	33